

知夫村社協居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 知夫村社協居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)は、介護保険法の理念に基づくと共に、高齢者が自立した生活が送れるよう、又老化に伴い介護が必要な者に対して事業所は、介護相談、介護計画等を支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は被保険者が要介護状態、要支援状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行われること。

2. 事業所は利用者のために、居宅介護(介護予防)支援の担当者として介護支援専門員である職員を選任し、担当者がその職務を誠実に遂行するよう責任をもって指導監督し、適切な居宅介護(介護予防)支援に努める。
3. 事業所は担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じる。
4. 事業所は、被保険者が要介護認定、要支援認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。又、被保険者が申請を行われているか否かを確認し、その支援も行う。
5. 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健、医療及び福祉サービスが、サービス提供事業者から総合的かつ効果的に介護サービスを提供できるよう配慮して行う。
6. 事業所は、知夫村から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立、更に被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行う。
7. 事業所は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス等が、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏る事のないよう公正中立に行う。
8. 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称)

第3条 この事業所を行う事業所の名称は「知夫村社協居宅介護支援事業所」(以下「事業所」と称す。

(事業所の設置)

第4条 事業所は島根県隠岐郡知夫村664番地に事務所を設置する。

(実施主体)

第5条 事業所の実施主体は、社会福祉法人知夫村社会福祉協議会とする。

(従業員の種類、員数及び職務内容)

第6条 管理者(介護支援専門員) 1名

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護(介護予防)支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護(介護予防)支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2. 介護支援専門員 1名以上(うち1名管理者と兼務)

(1) 要介護者、要支援者等からの相談・心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

(2) 要介護者の数と要支援者の数に三分の一を乗じた数を加えた数が、44又は端数を増すごとに1名置く。

3. 事務員 1名(常勤)(社協事務と兼任)

必要な事務を行う。

(営業日、営業時間)

第7条 この事業は、毎週月曜から金曜日迄とし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を特別休暇とする。

2. 営業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(指定居宅介護、介護予防支援の提供方法及び内容)

第8条 指定居宅介護(介護予防)支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者からの居宅(介護予防)サービス計画作成依頼等に対する相談対応

(2) 課題分析の実施

① 課題分析の実施にあたっては利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族やキーパーソンとなる者に面接して行うものとする。

② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 居宅介護(介護予防)サービス原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基

に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅介護(介護予防)サービス計画の原案を作成する。また、居宅介護(介護予防)サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅介護(介護予防)サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅介護(介護予防)サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、利用者又はその家族に対し、作成した居宅介護(介護予防)サービス計画の数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅介護(介護予防)サービス計画の数が占める割合並びに、事業所において作成された居宅介護(介護予防)サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅介護(介護予防)サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、説明を行い、理解を得るよう努める。

(4) サービス担当者会議の実施

居宅介護(介護予防)サービス計画原案に位置づけた指定居宅介護(介護予防)サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により居宅介護(介護予防)サービス計画原案の内容について担当者より専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 居宅介護(介護予防)サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅介護(介護予防)サービス計画に位置付けた指定居宅介護(介護予防)サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

(6) 居宅介護(介護予防)支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅介護(介護予防)サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅介護(介護予防)サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅介護(介護予防)サービス計画の実施状況や利用についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅介護(介護予防)サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(9) 介護予防の円滑な実施

指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行う

に当たって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供する。また、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、所要の規定の整備を行う。

(利用料等)

第9条 指定居宅介護(介護予防)支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法廷代理受領サービスである時は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の事業の実施については、知夫村内とする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護(介護予防)支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第12条 事業所は毎月国民健康保険団体連合会に対し居宅介護(介護予防)サービス計画、その実施状況に関する書類を提出しなければならない。

(秘密保持)

第13条 事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は、その家族等の秘密を洩らしてはならない。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は利用者の人権擁護、人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

2. 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行う事ができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
3. 虐待防止のための指針を整備する。
4. 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
5. 前3号に挙げる措置を適切に実施するための担当者を選定する。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業所は事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行わない。

2. 事業者はやむ得ず身体拘束等を行う場合は、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他の必要な事項を記録する。

3. 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置をする。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

・採用時研修 研修3カ月以内

・継続研修 年1回以上

(業務継続計画の策定等について)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護(介護予防)支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(1) 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施する。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。

2. 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの

選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

3. 介護支援専門員は、サービス提供利用者に強要又は、当該事業所から金品その他の生産上の利益を収受してはならない。
4. 事業所には設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅(介護予防)サービス計画、サービス担当者会議、居宅介護(介護予防)支援の提供に関する記録を整備し、完結の日から2ヶ年間保存しなければならない。
5. 事業所は、適切な指定居宅介護(介護予防)支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は 令和7年4月1日から施行する。